

屋久島町観光消費型プレミアム付商品券
(やくしま満喫商品券)
取扱店募集要項

【募集開始】令和2年6月8日(月)～

屋久島町観光まちづくり課

【お問合せ先】

屋久島町役場観光まちづくり課 観光推進係

TEL 43-5900 FAX 43-5905

E m a i l kankou@town.yakushima.kagoshima.jp

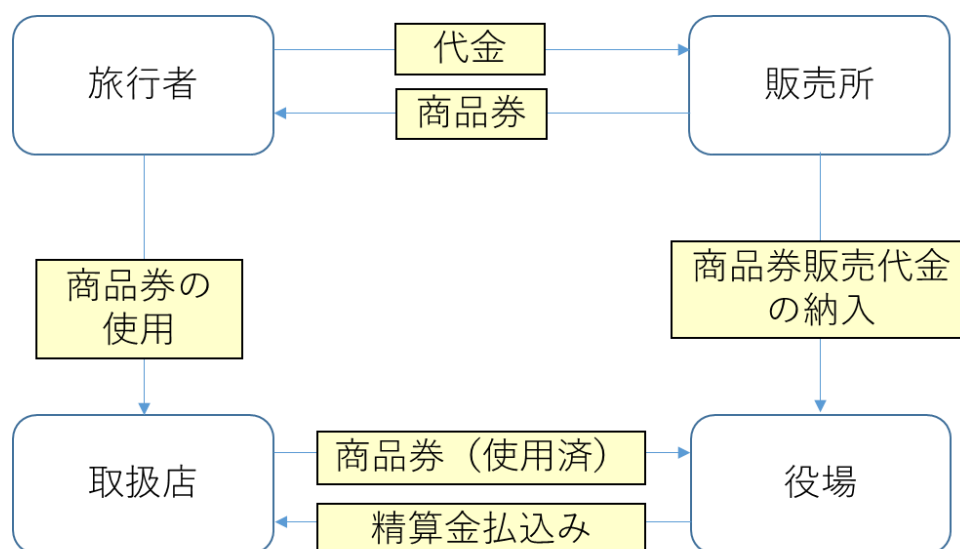
1 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による屋久島町(以下「本町」という。)への旅行者数の激減に伴い、甚大な損失を受けた町内経済の回復を下支えするため、本町を訪れる旅行者への観光消費喚起を目的としたプレミアム付商品券(以下「商品券」という。)を発行するにあたり、取扱店登録店舗等を募集し、登録資格等を審査の上、取扱店として承認するとともに登録するため、必要な事項を定める。

2 プレミアム付商品券発行事業の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 商品券の名称 | やくしま満喫商品券 |
| (2) 発 行 者 | 屋久島町 |
| (3) 対 象 者 | 観光目的の旅行者で、本町に1泊以上滞在する小学生以上の者 |
| (4) 商品券の構成 | 1冊につき5,000円分(1,000円×5枚)を2,000円で販売 |
| (5) 購入限度額 | 【宿泊滞在日数が1泊の場合】1冊(5,000円分)
【宿泊滞在日数が2泊を超える場合】2冊(10,000円分) |
| (6) 販 売 期 間 | 令和2年6月19日(金)～令和3年3月24日(水)
※令和3年3月24日(水)を待たずに発行数(50,000冊)を完売した場合はその時点まで。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、販売期間を中断又は延期する場合があります。 |
| (7) 販 売 場 所 | 商品券の販売所として屋久島町が定めた場所 |
| (8) 使用 期 間 | 令和2年6月19日(金)～令和3年3月31日(水) |
| (9) 使用 期 限 | 購入日(販売日)の翌日から7日間 |
| (10) 取 扱 店 | 商品券の使用場所として登録された町内の店舗等 |

【事業イメージ】



3 商品券の使用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税又は使用料などの公租公課
- (6) その他、本町が商品券の使用対象として適当と認めないもの。

4 取扱店登録資格

本町内に事業所、施設、店舗等を有する宿泊・飲食・小売・交通・サービス事業者で、かつ、本町内のみのお店等において商品券の使用を制限できるもので、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 屋久島町物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者
- (3) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- (6) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- (7) 役員等が「自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用」していないこと
- (8) 役員等が「暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」していないこと
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (10) その他、本町が取扱店として適当でないと認めた者でないこと

5 責務

- (1) 商品券の受け取りを拒否しないこと
- (2) 取引により商品券の提示を受けたときは、当該提示を受けた商品券の冊子から使用する額面分の商品券を切り離し、当該切り離した商品券の取扱店押印欄に店印又は代表者印を押印するとともに、受取日を記載すること
- (3) 使用者から商品券を綴りから誤って切り離した旨の申告を受けた場合は、当該商品券と綴りの両方について提示を求め、確認を行った上で商品券を受け取ること（商品券は取扱店以外の者が綴りから切り離すと原則使用できません）
- (4) 商品券面金額未滿の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと
- (5) 不足分は現金等で受け取ること
- (6) 商品返品の際の返金を行わないこと
- (7) 使用期限を過ぎた商品券は、受け取らないこと
- (8) 取扱店であることが容易に分かるよう、見やすい場所にのぼり旗やチラシ等を掲示すること
- (9) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (10) 通常の注意をもってすれば判別可能な偽造された商品券及び不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに本町に通報すること
- (11) 事前に本町が配布する商品券の見本を、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱うすべての関係者に周知すること
- (12) 本募集要項及び事業説明書等に則して、商品券を適正に取り扱うこと
- (13) 使用者から受け取った商品券の紛失、盗難、換金期限切れ等の損失に対して本町は責任を負いません
- (14) 本町と適切な連携体制を構築すること

6 取扱店登録申込方法等

(1) 申込方法

商品券を使用した特定取引を行おうとする事業者は「やくしま満喫商品券取扱店登録許可申請書」に添付書類（預金通帳の写し、営業許可書（該当事業者のみ））を添えて、郵送、FAX、Eメール又は持参のいずれかの方法により申請してください。

- ◆宛 先 〒891-4292 屋久島町小瀬田849-20
屋久島町役場観光まちづくり課 観光推進係 宛て
- ◆FAX 43-5905
- ◆メール kankou@town.yakuhsima.kagoshima.jp

※複数店舗を有する事業者は、原則として店舗単位ではなく事業者単位で各店舗分をとりまとめて申込みを行ってください。

※エコツアーガイド事業の場合は、個人単位ではなく、事業所単位で申込みを行ってください。

(2) 募 集 期 間 令和2年6月8日(月)から随時

(3) 登録・承認・取消

申し込みのあった事業者は、本町で審査の上、取扱店として登録します。審査結果は別途通知します。

※登録後であっても次の事項に該当する場合、登録を取り消すことがあります。

- ①申込内容に虚偽や不正等があった場合
- ②募集要項に違反する行為が認められた場合
- ③その他、本町が登録を取り消すべきと判断した場合

7 換金手続き

取引において商品券を受け取った取扱店は、「やくしま満喫商品券換金請求書(別記第5号様式)」に、受け取った商品券を添えて郵送又は持参により本町へ換金の請求をしてください。

なお、換金請求金の支払いは次の日程を予定しています。

商品券受取月	換金請求期限	入金予定日	
令和2年6月分	令和2年7月15日(水)	第1回	令和2年7月28日(火)
令和2年7月分	令和2年8月17日(月)	第2回	令和2年8月28日(金)
令和2年8月分	令和2年9月15日(火)	第3回	令和2年9月29日(火)
令和2年9月分	令和2年10月15日(木)	第4回	令和2年10月30日(金)
令和2年10月分	令和2年11月16日(月)	第5回	令和2年11月27日(金)
令和2年11月分	令和2年12月15日(火)	第6回	令和2年12月25日(金)
令和2年12月分	令和3年1月15日(金)	第7回	令和3年1月29日(金)
令和2年1月分	令和3年2月15日(月)	第8回	令和3年2月26日(金)
令和2年2月分	令和3年3月15日(月)	第9回	令和3年3月26日(金)
令和2年3月分	令和3年4月15日(木)	第10回	令和3年4月27日(火)

8 その他

- (1) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、本町の指示に従ってください。
- (2) 取扱店の情報は、本町ホームページの専用ページ内で広報します。
- (3) 商品券の肖像使用を含む広報告知物・掲出等は事前に本町の承認が必要です。
- (4) 本事業は本町の方針によって内容が変更される可能性があることを御了承ください。
- (5) 使用者へ不利益を与える行為や、故意に本町や他の取扱店に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますので御注意ください。